

高知市合宿誘致事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市内へのスポーツや文化活動に係る合宿等の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と経済の活性化を図るため、高知市内での宿泊を伴う合宿等を行う団体に対して、高知市合宿誘致事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、スポーツ系及び文化系の団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高知県外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（幼稚園、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部を除く）の生徒又は学生及びその指導者（部長、監督、コーチ、教授等）で主に構成された団体で、学校や公共的団体（スポーツ系及び文化系協会、連盟等）により登録、認証、許可等を受けているもの

- (2) 前号の公共的団体もしくは公共的団体が同一の目的のために招集する一時的団体

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の対象としない。

(交付要件)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号の要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 助成対象者が高知市内に住所を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業宿泊施設（高知県旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定に基づく「青少年教育施設」及び風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設は除く）での宿泊を伴う合宿等を行うこと。

- (2) 前項の施設において、延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数（以下「宿泊人数」という。）に当該宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が20人泊以上であること。宿泊人数は中学生以上の生徒又は学生及び指導者（部長、監督、コーチ、教授等）の合計数とし、保護者や付添人、運転手等は含まない。

- (3) 毎年度3月末日までの間（宿泊日基準）に開催されること。

- (4) 健康状態の確認を旅行者全員に実施し、緊急連絡体制を整えていること。

2 前号の規定にかかわらず、当該合宿が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 大会、イベント、コンクール等への参加のみを目的とするもの
 - (4) 教育旅行等、学校行事として行われるもの
 - (5) その他、公益社団法人高知市観光協会会長（以下「会長」という）が不相当と認めるもの
- 3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合、その目的・活動内容等が同一であるときは、一の助成対象事業とする。

（助成金額）

第4条 助成金額は、宿泊施設に宿泊した延べ宿泊数に2,000円を乗じた額とする。ただし、1回の助成対象事業において1団体が受けられる助成金の額は10万円を限度とする。また、年度内の申請は1団体につき1回とする。

- 2 助成は予算の範囲内とする。

（交付申請）

第5条 助成対象者の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、以下の書類を事業実施までに会長に持参又は郵送により提出するものとする。ただし、3月実施分については2月末までの申請とする。

提出書類

※消えるペンで記入されたもの、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

- 助成金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第1-1号）
- 参加者名簿（様式第1-2号）※様式に定められている内容を全て記載すれば任意の様式でも可
- 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1-3号）
- 団体の所属等が分かるもの

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

- 2 会長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業の変更承認等）

第7条 代表者は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、合宿開始までに助成事業変更等承認申請書（様式第3号）に変更計画書（様式第3-1号）を添えて会長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業を中止・廃止しようとするとき
- (2) 助成金交付申請を取消しようとするとき
- (3) 助成申請額を増額しようとするとき
- (4) 助成申請額を 30%以上減額しようとするとき
- (5) 日程の変更をしようとするとき

2 会長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、助成事業変更等承認（否認）通知書（様式第 4 号）により当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 代表者は、助成事業が完了したときは、以下の書類を事業終了後速やかに会長に持参又は郵送により提出しなければならない。

提出書類

※消えるペンで記入されたもの、所定欄に捺印のないものや修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

- 実績報告書（様式第 5 号）
- 宿泊施設が作成する宿泊証明書の原本（様式第 5 - 1 号）※様式に定められている内容が全て記載されていれば請求書や領収書の写し等でも可
- 助成金交付請求書（様式第 6 号）
- 振込先を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し等）
- 合宿アンケート

（助成金額の確定及び交付）

第 9 条 会長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金額を確定の上、助成金確定書兼振込通知書（様式第 7 号）により通知し、助成金を交付する。

（交付の取消し）

第 10 条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 要綱第 2 条第 2 項に該当することが判明したとき
- (3) 助成金を助成事業の目的以外に使用したとき
- (4) 助成事業の実施方法が不相当と認められるとき
- (5) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (6) 助成対象者に公序良俗に反する行為が認められたとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の要綱に基づく指示に違反したとき

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による取消しをしたときは、助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 会長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（検査等）

第12条 会長は、助成事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、助成対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な検査をすることができる。

（関係書類の整備）

第13条 助成対象者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保存するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年9月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。